

第1節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- ② 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、別府市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、「第2章・第10節・応援協定の推進」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3章・第8節・自衛隊災害派遣体制の確立」によるものとする。

- (2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

- (2) 地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、「第2章・第9節11・帰宅困難者の安全対策」によるものとする。

第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「第2章・第1節・災害に強いまちづくり」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

(1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に水門の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

(3) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

(1) 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3章・第2節・地震・津波に関する情報の収集・伝達」及び「第4章・第5節・津波情報の収集・伝達」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

(2) 市は、市内の居住者、各種団体(以下「居住者等」という。)及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、同報系無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネット(市ホームページやSNS)の利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として別に定める「避難情報の発令判断基準」によるものとする。

4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地域は、「第4章・第1節2・津波災害の予想」のとおりとする。

津波から迅速に避難するための、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「第4章・第4節・津波災害の防災対応」によるものとする。

その他避難対策に関する事項は、「第3章・第13節・各種災害からの避難」及び「第3章・第14節・避難所対策の確立」によるものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- (2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所(屋内、屋外の種別)
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難指示等の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

- (3) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- (5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ① 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- ② 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が行われたときは、①に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ③ 地震が発生した場合、市は①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

- (6) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、「第2章・第9節・要配慮者の安全確保」によるものとする。

- (7) 避難所における救護上の留意事項。

- ① 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- ② 市は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
ウ その他必要な措置

- (8) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (9) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等は、「別府市津波避難計画(平成26年3月)」によるものとする。

5 消防機関等の活動

- (1) 消防機関等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ② 津波からの避難誘導
 - ③ 自主防災組織等の津波避難訓練等に対する指導
- (2) 地震が発生した場合、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - ② 水門の操作又は操作準備並びに人員の配置
 - ③ 水防資機材の点検、整備及び配備

6 電気、ガス、水道、通信、放送関係

- (1) 電気
電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。
- (2) ガス
ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (3) 水道
津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。
- (4) 通信
電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。
また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。
- (5) 放送
① テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。
このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- ② 放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通

に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

- ③ 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

7 交通

(1) 道路

大分県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制等は、「第4章・第6節2・防災関係機関の対応」によるものとする。

(2) 海上

大分海上保安部及び港湾管理者等は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- ① 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- ② 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- ③ 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- ④ 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- ⑤ 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- ⑥ 警察本部、防災関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

(2) 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

(3) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに第6節の対策計画に準じた計画を策定するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意するものとする。

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を

併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

- イ 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 飲料水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 学校にあつては、次の措置をとるものとする。

(ア) 当該学校が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

(4) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(3)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(5) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「第3章・第6節・救助救急活動の確立」及び「第3章・第7節・消火活動体制の確立」によるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団等の教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「第2章・第6節・消防団の育成強化」、「第2章・第13節・防災訓練」及び「第4章・第3節・津波災害の防災教育」によるものとする。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害警戒本部等の設置等
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の情報収集・伝達にかかる関係者の役割分担や連絡体制は「第3章・第2節・地震・津波に関する情報の収集・伝達」及び、「第4章・第5節・津波情報の収集・伝達」による。
総括班は、市災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに市災害警戒本部会議を開催し、今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表の前に、既に市災害対策本部が設置されているときは、市災害対策本部会議を開催する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知
総括班は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項の周知、問合せ対応については、「第3章・第5節・市民、観光客等への広報・広聴」によるものとする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
総括班は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第3章・第4節・災害情報の収集・伝達」により行うものとする。
- (4) 災害応急対策をとるべき期間等
総括班は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (5) 避難対策等
 - ① 地域住民等の避難行動等
国からの指示が寄せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市があらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域(以下「住民事前避難対象地域」という。)及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」という。)については、大分県地域防災計画 地震・津波編 第5部・第3章・第5節による方針に則り、次のとおり市が定める。
ア 事前避難対象地域等の設定
(ア) 事前避難対象地域
大分県地域防災計画 地震・津波編 第5部・第3章・第5節により、同地域は、津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象とすることとなっている。
市は、津波避難対策特別強化地域でなく、また大分県が発表した「大分県南海トラフ地震30分以内30cm以上浸水予想図」において、地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域は存在しないため、事前避難対象地域は設置しないこととする。

(イ) 住民事前避難対象地域

大分県地域防災計画 地震・津波編 第5部・第3章・第5節により、同地域は設置せず、後発地震発生時には高台(津波避難ビル等を含む)など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とすることとなっている。

市は、住民事前避難対象地域は設置しないこととする。

(ウ) 高齢者等事前避難対象地域

大分県地域防災計画 地震・津波編 第5部・第3章・第5節により、事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とすることとなっている。

市は、事前避難対象地域を設置しないため、高齢者等事前避難対象地域は設置しないこととする。

イ 避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、市は、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難について受け入れを行う。

総括班は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認(家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)するよう報道機関や市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

② 避難所の運営

避難所の運営については、「第3章・第14節・避難所対策の確立」による。

総括班は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保するものとする。市内で避難所が確保できない場合、県は、隣接する市町村の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受入れの調整・支援を行い、避難者全員が収容できるよう支援を行う。

総括班は、避難者が避難中に生活に困らないようにするために必要な食料や日用品を確保するものとする。県は市の食料等の確保を支援する。この際、後発地震に備えて県備蓄物資は利用せず、流通備蓄を利用する。

③ 避難計画等

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第3章・第13節・各種災害からの避難」及び「第4章・第6節・津波に対する避難対策等」による。

また、総括班は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(6) 消防機関等の活動

① 総括班は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

② 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に「第6章・第2節・5消防機関等の活動」により措置をとるものとする。

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、

犯罪及び混乱の防止等に関して次の事項を重点として、措置をとる。

- ① 正確な犯罪情報の収集及び伝達
 - ② 不法事案等の予防及び取締り
 - ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導
- (8) 電気、ガス、水道、通信、放送各事業者関係
- ① 電気
電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。対応については、「第6章・第2節・6電気、ガス、水道、通信、放送関係」のとおり。
 - ② ガス
ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。対応については、「第6章・第2節・6電気、ガス、水道、通信、放送関係」のとおり。
イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。
 - ③ 水道
必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。対応については、「第6章・第2節・6電気、ガス、水道、通信、放送関係」のとおり。
 - ④ 通信
通信事業者が行う対応については、「第6章・第2節・6電気、ガス、水道、通信、放送関係」のとおり。
 - ⑤ 放送
テレビ・ラジオ等の放送事業者が行う対応は、「第6章・第2節・6電気、ガス、水道、通信、放送関係」のとおり。
- (9) 交通
- ① 道路
県警察は、南海トラフ地震情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。
総括班は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その対応については、「第3章・第18節・交通の確保対策」及び「第4章・第6節・2・防災関係機関の対応」による。
 - ② 海上
ア 大分海上保安部及び港湾管理者等は、津波に対する安全性に留意し、地域別に在港船舶の避難等対策を行うものとする。
イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域にかかる港湾の対策を行うものとする。
 - ③ 鉄道
鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行う。
また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。
鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。
- (10) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策
- ① 不特定かつ多数の者が出入りする施設
市が管理する道路、河川、庁舎、競輪場、市場、センター、社会教育施設、社会

体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の来場者等への伝達

| | |
|------|---|
| 留意事項 | 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表された際、円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。 |
| | 避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 |

- (イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 水門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 学校等にあつては、次に掲げる事項の措置
 - a 当該学校が津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (エ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項の措置
 - a 入所者等の安全の確保のための必要な措置

ウ 具体的措置

具体的な措置は施設ごとに別に定める。

- ② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(10)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ③ 工事中の建築物に対する措置
 - 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

(11) 滞留旅客等に対する措置

総括班は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策については、「第2章・第9節・10観光客・旅行者の安全対策」及び「第2章・第9節・11帰宅困難者の安全対策」によるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達、災害警戒本部の設置等
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3章・第2節・地震・津波に関する情報の収集・伝達」及び、「第4章・第5節・津波情報の収集・伝達」による。
総括班は、市災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに市災害警戒本部会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表前に、既に市災害対策本部が設置されているときは、市災害対策本部会議を開催する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知
市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3章・第5節・市民、観光客等への広報・広聴」により周知する。
- (3) 災害応急対策をとるべき期間
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (4) 市のとるべき措置
市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

1 市及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

- (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - ① 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - ② 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、水道、公共下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

2 市及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

- (1) 緊急避難場所等の整備
総括班は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
- (2) 避難路の整備
総括班は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
- (3) 津波対策施設の整備
海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。
- (4) 消防用施設の整備
消防対策部及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
建設対策部及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
- (6) 通信施設の整備
総括班及び防災関係機関は、「第3章・第4節・災害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。
 - ① 市防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線

第5節 防災訓練計画

1 防災危機管理課及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 上記1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

3 上記1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4 防災危機管理課は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

5 防災危機管理課は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 職員参集訓練及び災害対策本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 自主防災会等を主体とした避難所運営訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災危機管理課は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課

2 地域住民等に対する教育

防災危機管理課は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第7節 南海トラフ地震防災対策計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域に指定された地域内で、水深30cm以上の浸水が想定される区域(津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき公表した浸水想定において、南海トラフ地震を想定した場合の浸水域及び浸水深を基準とする。)において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、次の事項を定めた対策計画を策定するものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保

(1) 共通事項

- ① 津波に関する情報の伝達等
- ② 避難対策
- ③ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別事項

- ① 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ア 津波警報等の顧客等への伝達
 - イ 顧客等の避難のための措置
 - ウ 施設の安全性を踏まえた措置
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施等
- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - ア 津波警報等の旅客等への伝達
 - イ 運行等に関する措置
- ④ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ⑤ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
第2節・6に準じるものとする。

2 防災訓練

3 地震防災上必要な教育及び広報

